

2019(令和元)年度総会に向けた 基調報告

一般社団法人 東友会
東京都原爆被害者協議会

2018年度は東友会にとって、画期的な年になりました。

11月の結成60周年にあわせた記念講演会、記念式典・祝賀会を成功させ、記念出版『生命もてここに証す』も刊行できました。これらの事業には、都内各地の地区の会と平和と核兵器廃絶を願う人びとの多大な支援と、東京都をはじめ国会議員、都議会議員の理解も得ることができました。とりわけ、記念式典・祝賀会では、東友会の運動をまとめた映像と参加者からの激励が、深い感動をよびました。これは、60年という歳月をかけて、被爆者の願いを実現させるために東友会が真摯にすすめてきた数々の事業と、その不断の努力が評価されたものと考えます。

12月には、ノーモア・ヒバクシャ東京第2次訴訟の原告全員が原爆症と認定されるという「完全勝利」を勝ち取りました。これで15年間たたかってきた東京での原爆症認定訴訟が、大勝利のなかで終結することになりました。しかし、連敗をつづけながらも、厚生労働省は、5年以上も制度の改善に手をつけようとせず、10年前に結ばれた「確認書」に明記された大臣との協議は近年毎年開催されるようになりましたが、制度の改善策はいっさい示されてきませんでした。

国際情勢を見ると、国連で122カ国の賛成により採択された「核兵器禁止条約」の批准が23カ国(2019年4月末日現在)に広がりました。この批准が50カ国を超えた後、私たち原爆被爆者の悲願ともいえるべき核兵器廃絶に関する条約が初めて発効することになります。核兵器禁止条約を発効させるためにすすめている「ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名(ヒバクシャ国際署名)」は、今年4月に941万人(2019年4月末日現在)を超えて集計されたことを国連に報告することができました。

一方で、アメリカのトランプ政権は、今年2月に欧州を核戦争の恐怖から解放したと言われた「中距離核戦力(INF)全廃条約」から離脱するとの最後通告をおこなうとともに、小型核兵器の開発をすすめるという「核態勢の見直し(NPR)」も進めると発言しました。この態度に対し、ロシアや中国が激しく反発することは間違いありません。

核兵器禁止条約に真っ先に署名、批准すべき被爆国・日本政府は、核兵器保有国同様にこれに反対しています。福島原子力発電所の放射線もれによる被害者への補償も、放射線で汚染された発電所への対策も、展望が見えていません。

さらに政府は、ヒロシマ・ナガサキの被害から生まれたとも言える憲法の平和条項をなし崩しにしようとしています。

東友会の大きな柱である、被爆者相談事業は、高齢化がすすむ被爆者の実態にそくしてすすめられたことが特徴でした。とくに、2014年11月から継続している「地区なんでも相談会」は、相談事業のありようを教えるものとなりました。相談会は、「地区の会」が休会となった地域を重点に開かれ、被爆者、被爆二世、家族が参加し、初めて制度を活用する人が増えています。

今年度も1万5,000件を超えた東友会の相談事業は、東友会相談員を中心に地区相談員との連携で介護問題の解決や原爆症認定がすすみ、とりわけ医療特別手当を受けた被爆者からは多額の「相談事業募金」が寄せられています。

原爆被害を語り、伝え、残す運動も被爆当時の記憶のない被爆者への啓蒙とともに、生活協同組合と連携したインターネットを使った実相普及事業、相談事例からの証言活動も広がっています。

私たちは、被爆75年を目前に控えた今年度、改めて『原爆死』とは何だったのか』について学び、原爆被害への国家補償について再学習をすすめ、全国の被爆者とともに政府・厚生労働省に、国会に、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」を真に国家補償の法にするための活動を強めることが必要です。

人類を滅ぼす核戦争には勝者も敗者もないことを、私たち原爆被爆者は身をもって知っています。世界の世論を広げる「ヒバクシャ国際署名」をさらに広くよびかけ、「核兵器禁止条約」の発効を実現させ、来年の「核兵器の不拡散に関する条約（NPT）」再検討会議にむけた準備をすすめる日本被団協の運動に参加することも重要です。

私たちの運動には被爆者の「超高齢化」という大きな壁が立ちはだかっています。都内に住む被爆者がついに5000人を下回り、最高時の半数以下になりました。平均年齢も80歳を超えています。これからの東友会をどう支え、維持継続させていくのかが、最も重要な課題となりました。役員の高齢化、病弱化のため休会がつづく地区の被爆者を支え、深刻化する相談事業への対応は、被爆者役員から、東友会相談員とともに活動できる若い支援の人びとの協力をえる体制に広げなければなりません。

このためには、70歳代の被爆者が中心となり、東京の被爆者運動をすすめる体制を早急に整え、活動を支えるための資金を確保するための財政活動も強めなければなりません。

私たちは、これらの課題をあのヒロシマ・ナガサキの原子野から生き残った者の使命として、さらに被爆者の中に、都民に広げていくために、ともに歩みつづけましょう。

2018(平成30)年度 事業報告

一般社団法人 東友会
東京都原爆被害者協議会

2018年度の重点目標

- 1.東友会結成60周年記念事業を核兵器廃絶を願う人びとの協力を得て成功させます。
- 2.朝鮮半島の非核化をはじめ「核兵器なき世界」の実現を求めます。
- 3.原爆死没者を追悼し、「原爆死」のありさまを伝え残すとともに、原爆被害への「国の償い」を求めます。
- 4.東友会の相談事業を広く知らせ被爆者一人ひとりへの寄り添いを強めます。判決を生かした原爆症認定制度の抜本改定を求めています。
- 5.原発にたよらないエネルギー政策を求め、原発事故による犠牲者との連帯を深めます。
- 6.戦争への道につながる憲法の改定と関連するいっさいの法制・行政に反対します。
- 7.東友会と地区の会の組織強化と財政の確立をはかります。

1.東友会結成60周年記念事業

①結成60周年記念式典の企画と執行

東友会は、結成60周年事業をすすめるために大岩孝平代表理事を委員長に、湊武理事を事務局長、プロデュースを村田未知子業務執行理事と決め、式典・イベント委員会(委員長・家島昌志業務執行理事ほか被爆者の法人理事と事務局員4人)と、出版委員会(委員長・山本英典業務執行理事ほか被爆者の法人理事2人)、財政委員会(委員長・濱住治郎業務執行理事ほか1人)が協力し合って事業を進めました。

②結成60周年記念式典と祝賀会の開催、感謝状の贈呈

* 式典・イベント委員会

東友会結成60周年記念講演会と式典・祝賀会の会場の手配は、中西俊雄理事の努力でKKRホテル東京を確保でき、下見やホテルのスタッフとの打ち合わせを入念におこない、準備にあたりました。

* 記念講演会

記念講演会は、国際法学者の山田寿則氏に講師を依頼。山田氏は、「核兵器禁止条約をめぐる国際情勢」と題してパワーポイントを使って、世界情勢を鋭く分析し好評でした。この内容は、機関紙「東友」1月号に再録し、他県の被爆者団体から「学習会の資料にしたい」との依頼もありました。

*** 記念式典・祝賀会**

記念式典では、大岩代表理事の挨拶に続き、東友会60年の事業記録を村田業務執行理事（事務局主任）がパワーポイントで紹介し、「被爆者運動の先達たちの姿に感動した」などの感想が寄せられました。

つづいて東京都福祉保健局長疾病対策課長が挨拶。広島、長崎両市長のメッセージが披露され、この5年間東友会を支えた7団体と事務局の協力者2人、協議会理事・法人会員として10年以上活動し、これまでの周年事業で感謝状を受けていない26人の被爆者に感謝状と記念品を贈呈しました。

祝賀会では、参加した国会議員や友好団体などからの挨拶の後、東友会役員として30年以上活躍し、埼玉県に転居した三宅信雄氏（協議会顧問）の発声で乾杯。和やかな歓談がつづき、全員で「青い空は」を合唱して盛会裏に終わりました。

② 結成60周年記念刊行物の発行

*** 出版委員会**

結成60周年記念事業の出版委員会は、山本英典業務執行理事を中心に、記念誌『生命もてここに証す 東友会60年のあゆみ』（A5判291ページ）を11月16日に刊行しました。これは、結成25周年から5年ごとに刊行してきた東友会の周年記念誌として8冊目。これまでの7冊の記念誌すべてを企画してきた山本業務執行理事が今回も企画を担当しました。

*** 記念誌**

今回の中心の企画は、「原爆死」の記録と東友会の60周年としました。

東友会が1991年から27年間、原爆死没者への国家補償を求めて、毎年「原爆犠牲者追悼のつどい」にあわせて「原爆死」の記録として『生命もてここに証す』と題した小冊子を発行してきました。記念誌の第1部は、この記録で紹介してきた36人について、編集者の鍋島聖民氏が整理しました。

第2部は、2017年8月14日にNHKが午後9時のニュースで特集にした東友会の相談事業を掲載しました。年間1万数千件の相談に対応し、被爆者一人ひとりの願いを生かす東友会の基本姿勢は、この相談事業にあることが紹介されました。

第3部は「写真で見る東友会の60年」。結成50周年、55周年と今回の60周年式典で村田業務執行理事が作成したパワーポイントを基本に、東友会の60年を写真と短くわかりやすい解説で紹介。「一人でも多くの被爆者の写真を使いたい」と東友会に保管されている写真から選ばれた貴重な写真を数多く掲載しました。これらの写真選びや校正には、熊田・綿平理事が事務所に詰めて対応しました。

さらに、記念誌には、60年間の東友会と世界の動きの日記も収録。表紙の装丁は、デザ

イナーである東友会の石飛公也理事の、美しい空のイメージの青、被爆者が流した血と運動への情熱の赤、東友会のシンボルカラーと平和を示す緑を大胆に組み合わせたデザインが好評でした。

2. 「核兵器なき世界」の実現をめざす事業

① 「ヒバクシャ国際署名」を広げ「核兵器禁止条約」への批准を求める活動

* 「ヒバクシャ国際署名をすすめる東京連絡会」の活動

・「ピースウエーブ2018」

東友会は、核兵器禁止条約が採択された1周年にあたる7月7日に、世界の人々と連携した「ピースウエーブ2018」に参加する「たなばたアクション」に東京連絡会の一員として積極的に参加しました。

この行動には、東友会の26人をはじめ、東京連絡会と全国連絡会に参加する日本原水協の人々ら126人が参加。新宿駅西口で、日本政府がこの条約を批准し、被爆国として核兵器廃絶を願う国際世論をリードすることと、条約の1日も早い発効を願い、通行人に「ヒバクシャ国際署名」への協力を呼びかけました。

・ヒバクシャ国際署名をひろげる都民のつどい

10月には、70人の参加で「都民のつどい」を開催。東京連絡会が57万人の署名を集めたことを家島業務執行理事が報告。東京連絡会の2年間の活動が映像で紹介され、10月初旬に国連第一委員会の議長に830万人分の署名目録を提出した様子などを、日本被団協事務局次長として訪米した東友会の濱住治郎執行理事が報告しました。その後、内藤雅義弁護士（法人監事）が核兵器禁止条約と同条約をめぐる情勢について講演。東京連絡会に参加する各団体と世田谷、練馬、青梅の地域連絡会からの報告もありました。

・新春恒例の署名活動

1月7日には、昨年までは浅草雷門前でおこなってきた新春行動をもっと幅広い人たちに呼びかけようと、新宿駅西口前でおこないました。これは、東京連絡会と全国連絡会に参加する日本原水協も共同で呼びかけたとりくみでした。

都内各地から60人以上が参加。被爆二世の母と一緒に参加した三世の小学生も、横断幕を持ち「署名にご協力ください」と呼びかけていました。

参加者のリレートークでは、東友会の代表がマイクを握り、自らの被爆体験、被爆後の被爆者の苦しみを語り、核兵器は廃絶しなければならないと訴えました。

・ヒバクシャ国際署名東京連絡会

東友会は、2017年に東京都内の平和団体に呼びかけて国際署名推進のための「東京連絡会」を結成し、家島業務執行理事を中心に事務局を担当してきました。事務局員が協力し

合って、会議の企画、参加団体から届いた署名の集計と全国連絡会への送付、署名用紙の印刷も担当。これらの運動のために、ノーモア・ヒバクシャ訴訟東京原告団から100万円の募金が寄せられました。

東京連絡会には、東京都生協連や東京原水協など16団体が参加し、各団体内での署名活動を広げながら2～3カ月ごとに会議を開き、各団体や地域連絡会の活動を交流し、共同行動をおこないました。

東京連絡会は、各団体とも団体内で呼びかけられる署名推進の範囲は一巡したとの感をぬぐえず、2020年までに世界で数億人分の署名を集めるという目標を達成するためには、全国連絡会を中心に運動と規模を大きく転換することが必要になっています。

・ヒバクシャ国際署名地域でうったえる運動

①都内各地区で工夫を凝らしてひろめる

世田谷・大田・練馬などでは、地域の団体と共同して「ヒバクシャ国際署名地域連絡会」を立ち上げ、毎月の打合せや地域・街頭・駅頭での署名行動を継続しておこないました。

江戸川・豊島・新宿・葛飾などでは、自治体や議会各派への働きかけもおこない幅広い人たちへの署名を広げるための努力を続けています。

他の地区でも、様々な繋がりを活かし、創意を凝らして国際署名への協力を広げる取り組みがおこなわれています。

②世界各地にで被爆の実相を広げる事業

スコットランド核軍縮キャンペーン（CND）から、被爆者を派遣してほしいという要請が、日本原水協を通じて届きました。CNDは初めて平和活動者養成のための「青年セミナー」を企画し、そこで被爆者の証言を依頼したいとの依頼でした。

東友会はこの要請に応え、7月25日から31日、家島業務執行理事をスコットランドのグラスゴーに派遣しました。家島業務執行理事は、セミナーで70人の若者に証言。参加者には、中国、韓国、パキスタン、ヨルダン、ドイツなどからの留学生もあり、「被爆者としてなぜ日本政府の態度に抗議しないのか」などの質問が出ました。

③日本政府に対する核兵器廃絶と被爆者援護の要請

東友会は、6月15日の日本被団協の中央行動で、全国の被爆者とともに、核兵器廃絶に関して、首相と外務大臣宛ての要請文を届けました。

首相宛の要請文の内容は、核兵器禁止条約への署名・批准とともに、核兵器廃絶の先頭に立つこと、憲法9条の遵守、原爆被害への国の償いを法律で明示すること、あわせて、福島第一原発の被曝住民の健康管理と医療対策を国の施策として実施すること、原子力発電の再稼働、新增設、輸出を中止し、原発に依存しないエネルギー政策をすすめることなどで、要請文を内閣府に提出しました。

外務大臣には、核兵器禁止条約への署名・批准をすること、アメリカの核の傘から離脱

し「非核三原則」を法制化すること、憲法9条を遵守し、対話による平和外交に徹すること、広島・長崎の原爆被害の実相普及を強化すること、被爆者の内外での活動へ財政支援をおこなうことなどを要請すべく外務省を訪ねて要請文を手渡しました。

④東京の市民団体との共同「ピースアクション&ピースパレード」

東友会は、2018年度も東京都生協連、東京地婦連とともに、ヒバクシャ国際署名運動を中心に、各種平和イベント活動を開催してきました。

3団体が5月28日に開催した「ピースアクション in TOKYO&ピースパレード2018」には東友会から22人、全体で185人が参加。村田業務執行理事の司会で、生協組合員からのインタビューを受けながら、田戸サヨ子さん（広島被爆、東大和市在住、87歳）が、被爆当日に爆心地を通過した悲惨な体験を生々しく語り、感動を呼びました。

集会では、広島・長崎両市長のメッセージが紹介され、東友会の1年間の活動報告を家島業務執行理事が映像を使って報告。「核兵器禁止条約の成立と核兵器廃絶を訴える」アピール文が満場の拍手で採択されました。

集会後は、表参道から渋谷駅にむかって被爆者を先頭に150人が「ピースパレード」をおこない、沿道の人々に「核兵器廃絶・憲法9条遵守・平和の大切さ」を訴えました。今年も好天に恵まれ、被爆者を先頭に約150人が行進しました。

⑤東京の平和団体との共同行動

* 毎月の「核兵器廃絶6.9行動」

広島・長崎に原爆が投下された6日と9日を期して、日本原水協と東京原水協などがJR新宿西口駅などで毎月行っている核兵器廃絶キャンペーン行動の一つ、「核兵器廃絶6.9行動」に東友会は積極的に参加しました。

東友会の被爆者は、原水協や支援の人々に支えられながら毎月街頭に立ち、宣伝車の上から被爆体験と核兵器廃絶への願いを訴え、「ヒバクシャ国際署名」への協力を呼びかけました。微笑みながら署名への協力を訴える東友会の女性被爆者の活躍は、原水協などの支援者に大きな励ましを与えています。

* 原水爆禁止国民平和大行進

原水爆禁止国民平和大行進実行委員会がすすめている「2018年原水爆禁止国民平和大行進」が、2018年も5月6日に東京・夢の島にある第五福竜丸展示館前から出発しました。広島市平和公園に向けて3カ月間歩き続ける「平和行進」の出発集会では、東友会を代表して大岩代表理事が挨拶し、地元の江東・江友会をはじめ被爆者11人を含む約800人が参加しました。

東友会が毎年続けている「銀座アピール行進」には被爆者24人が合流。被爆者が先頭に立ち、横断幕と青いタスキをかけて、この日の終点である日比谷公園まで行進しました。

翌日7日の平和行進は、出発地の港区芝公園で東友会の高木恭之協議会理事(港・港友会

事務局長)が挨拶しました。行進は品川、大田を通過。大田区での引き継ぎでは、中川夏代常任理事(大田・大友会会長)が挨拶し、川崎市稲毛公園まで行進しました。途中から雨模様となりましたが、東友会を代表して熊田理事が、22キロの行程を歩きました。

7月27日には、北海道の礼文島を5月6日に出発した「平和行進」が、千葉県・埼玉県・山梨県からの3コースに分かれて、東京に入りました。この行進には、通過する都内各地の地区の会(墨田・葛飾・練馬・足立・国分寺・稲城・府中・調布・町田)が参加し、行進の最終地点となった上野公園では、東友会を代表して綿平理事が挨拶し、行進参加者をねぎらいました。

***「原水爆禁止世界大会」への代表派遣**

2018年8月4日から6日の3日間、広島で開催された「原水爆禁止2018年世界大会」に、東京原水協の招待で、東友会は湊理事を派遣しました。湊理事は、「被爆体験の継承・実相普及と援護連帯活動」の分科会に参加。被爆者として自己紹介と被爆証言をおこないました。

3日目の閉会総会では、6000人の参加者が集まり、各国政府、自治体首長メッセージの紹介とともに、国連・政府代表の挨拶がありました。ここでは、東友会の山田玲子業務執行理事がマーシャル諸島の核実験被害者などとともに証言しました。

***「3・1ビキニデー集会」への代表派遣**

「3.1ビキニデー」集会には、綿平理事を代表として派遣しました。綿平理事は、「被爆者とともにー被爆体験と実相普及を」の分科会に参加。東友会の核兵器廃絶の事業について発言し、第五福竜丸の無線長・久保山愛吉さんの墓がある弘徳院に向けた墓参行進にも参加し、東京原水協の参加者と交流しました。

***東京原水協との定期協議**

東友会と東京原水協は、隔月に定期協議をつづけ、ビキニデー、平和行進、世界大会への参加、年末見舞い行動の共催などを話し合い、東友会側からは家島・村田業務執行理事と湊理事が参加しました。

⑥実相普及委員会の事業

実相普及委員会(委員長：中西理事、副委員長：木村徳子法人会員・東條明子法人会員委員13人)は4回の委員会を開き、次の事業をすすめました。

***被爆の証言を学ぶ学習会の開催**

実相普及委員会は、10月11日に被爆当時幼少のため記憶のない被爆者を対象に学習会を企画し、40人参加しました。

講師は当時の記憶のある80歳代の被爆者を代表して大岩代表理事、記憶がない世代の被

爆者は被爆当時3歳の家島業務執行理事、非被爆者の立場で相談員として証言活動をすすめている村田業務執行理事が担当。それぞれが、証言の組み立て方、記憶のない部分の補い方などを話し、決められた20分の時間を守るためにレジメを用意して準備し、正確に時間通りで話を終えました。

2回目の学習会は2019年3月の開催が間に合わず、4月18日に開催しました。

*** 地区の会に実相普及の調査**

2019年2月には、地区の会に実相普及のためのアンケートを実施、新たな証言者の育成を呼びかけました。

証言を聞いてもらうために地区の会と連携した諸団体への働きかけについては取り組むことができませんでした。

*** 東友会への被爆証言の依頼**

2018年度、被爆者の証言を聞きたい、被爆者の実態を知りたいという要請が17件届き、のべ26人の被爆者と相談員が証言しました。17件の内訳は、医療関係6件、生協関係5件、学校関係2件、平和団体3件、テレビ局1件でした。

生協関係の1件は、東京都生協連が企画したデジタルアーカイブによる体験会でした。「デジタルアーカイブ」は、インターネットを通じて、「いつでも、どこでも、だれでも、自由に、無料で」、情報の検索やデジタル画像等の閲覧、印刷、ダウンロードができるインターネットサービスです。この証言会には、6人の被爆者が参加し、生協幹部に被害の実態とを伝え交流を深めました。

テレビ局を退職したプロデューサーが高齢者が見る番組を独自に作成して配信している「昔のテレビ局」からの要請は、4人の長崎の被爆者を紹介してほしいという依頼でした。

2018年度も、都外から被爆者の実態と人生を知りたいという相談員への要請がつづきました。相談員の証言を要請したのは医療関係団体の6件で、都内の病院や医学生、北海道と宮城の反核医師の会と千葉県の病院からでした。

*** 被爆70年事業「世界へのことづて」の刊行**

「世界へのことづて」は、もともと冊子にするために依頼したものでないこと、ボランティアでデータ化に協力した人たちが様々な打ち込みをしているために、編集作業が難航しています。責任者を決めて、内容について再度、編集者とともに検討することが必要です。

3.原爆死没者の追悼と原爆被害への「国の償い」を求める事業

①原爆死没者に「国の償い」を求める事業

日本被団協から、2018年度に原爆被害への国家補償を求める運動や「受忍」論に対する

具体的な学習や行動の提起がありませんでした。東友会としても、独自に学習や行動を組むことができませんでした。

日本被団協は、2019年度に原爆被害への国家補償について学び、国の償いを実現できるよう運動を提起することを方針に掲げる予定です。東友会は首都の被爆者団体として、日本被団協を支え、ともにこの事業をすすめたいと新年度の事業計画にする予定です。

②原爆死没者の追悼事業

* 「原爆犠牲者慰霊碑」への献花

「追悼のつどい」開式の前に東友会は、今年も原爆犠牲者慰霊碑の前で、慰霊碑への参拝と献花をおこない被爆者と遺族40人が参加しました。

献花の前に、参加者全員が黙祷し、大岩代表理事が慰霊碑建立と青戸平和公園への移設の経過を説明し、山田業務執行理事が慰霊碑に花束を献げました。

* 「原爆死没者追悼のつどい」（東京都主催・都委託事業）

東友会は1965年の夏から54回、品川東海寺の墓所と境内に建立した原爆犠牲者慰霊碑の前で原爆犠牲者慰霊祭を挙げてきました。1996年度からは慰霊祭が東京都の「追悼事業」となったため東友会は、慰霊祭と委託事業としての「原爆犠牲者追悼のつどい」を分けて、慰霊碑の前で挙行し、慰霊碑が葛飾区のご厚意で公立公園に移設した翌年2013年からは、この事業が東京都主催となり、東友会は実施主体として「つどい」を企画、運営してきました。

東友会の要請を受けて、「原爆犠牲者追悼のつどい」は、9月第4日曜日から7月第4日曜日の開催に変更されました。今回の「追悼のつどい」は7月22日に開かれ、140人が参列しました。「つどい」には、東友会結成60周年とのことで、初めて東京都知事が参列。都知事は、式辞で「被爆者の方がたの切なる願いである夢と希望に溢れた平和な世界を、次世代に継承していくことをお誓い申し上げます」と述べました。

「つどい」は今回も、黙祷、都知事の式辞、東友会の大岩代表理事の挨拶などがあり、参列者代表として第五福竜丸平和協会の安田和也事務局長が追悼のことばを述べ、参列者の献花にあわせて、遺族が希望した260人の原爆死没者のお名前が読み上げられました。

献花の後は、東友会の家島業務執行理事が「献げることば」を述べ、「語り継ぐ」は村田業務執行理事が「原爆犠牲者への思いを繋いで＝東友会60年の追悼事業」と題して、東友会の追悼の事業の歴史を映像を使って紹介しました。

* 追悼刊行物「生命もて ここに証す」の刊行（都委託事業）

「追悼のつどい」にあわせて東友会は、今回も『生命もてここに証す』（B5版40ページ）を1000冊刊行しました。この事業は1991年7月から27年間つづいています。

2019年度版は、「追悼のつどい」の「語り継ぐ」で紹介した東友会の結成から60年間の追悼事業を多くの写真を使って紹介し、好評でした。

*** 「追悼のつどい」の企画委員会の発足**

東友会は東友会役員と法人会員の被爆二世、支援者6人で構成する「追悼のつどい企画委員会」を2019年1月に立ち上げ、検討を開始しました。

「企画委員会」を2018年度末までに3回開き、「追悼のつどい」の後に参加者による交流会を開くこと、慰霊碑への献花を東京都生協連にもお願いすることなどを決め、「追悼のつどい」を知らせるための一般都民向けのチラシと慰霊碑を説明したリーフレットを作成し、参列を呼びかける団体要請をおこなうことなどを検討しています。

*** 原爆犠牲者慰霊碑の維持と清掃**

葛飾区の紹介で東友会は、葛飾区平和公園内に設置した原爆犠牲者慰霊碑の清掃をシルバー人材センターに委託していますが、被爆者・遺族も清掃をおこなおうと、2018年度も5月、7月、9月、12月に清掃をおこないました。これには、慰霊碑に近い江戸川、葛飾、江東、足立の会の役員が事務局とともに参加しました。

*** 広島・長崎の祈念式典参列（都委託事業）**

・ 東友会派遣遺族代表と死没者調査員

東友会は、今年も広島・長崎に代表を派遣し、原爆犠牲者の追悼事業をおこないました。広島・長崎両市からの依頼による遺族代表は、広島市に木岡紀久代さん（武蔵野）と長崎市に中西理事（葛飾）、東京都からの委託事業による死没者調査員として、広島市に山田業務執行理事（豊島）、長崎に西岡泰二さん（町田）、両市に村田業務理事を派遣しました。

・ 広島での事業

東友会の代表は、8月5日に鶴見橋西詰の「被爆者の森」に植樹したイチョウの生育を確認した後、広島市中央公園の「東京の木」（ケヤキ）の前で地区の会の代表とともに献水式をおこない、その後代表は広島市国際会議場を訪ね、東京で亡くなられた277人の原爆死没者と広島市の名簿の照合を依頼しました。

6日には地区の会の派遣者とともに、平和祈念式典に参列した後、47年前の慰霊墓参団が原爆供養塔の脇に植樹したイチョウの生育を確認し、慰霊碑に参拝して献花しました。

・ 長崎での事業

長崎派遣代表は、8月9日、長崎市平和公園内の「東京の木」クロガネモチへの献水式の後式典に参列し、平和祈念式典に参列しました。

式典後には平和祈念像に献花し、翌10日に長崎市役所を訪ね、原爆被爆者対策部を訪問し懇談。175人の原爆死没者と長崎市の死没者名簿の照合を依頼しました。

③ 「原爆被害者の墓」保存会への協力

10月28日、八王子市の東京霊園で、「原爆被害者の墓の前で故人を偲ぶつどい」が開かれ、45人が参加しました。

この墓は、原爆被害者の墓保存会が被爆60年を期して建立し、46人が合祀されています。合祀されたなかには、東友会の原爆犠牲者慰霊碑に納められていた22人の分骨と1人の遺髪や、遺族が記名だけを希望した被爆者も含まれています。

今回は、東友会の役員として活躍した蒔添安雄さんの納骨と参列者全員による献花を墓の前でおこない、東友会の大岩代表理事が挨拶し、参加者全員が「墓」への思いを感動的に語りました。

4.相談事業の充実と原爆症認定制度の抜本改定を求める事業

①東京の被爆者と被爆二世の実態

*被爆者健康手帳所持者

2019年3月31日、東京都内に住む被爆者健康手帳所持者が、ついに5000人を切り、最高時の47.5%、4921人になりました。高齢化もすすみ、平均年齢は82.0歳となっています。近年、手帳所持者は、毎年度280人減少しています。(資料：東京都福祉保健局)

【資料】被爆者手帳所持者と平均年齢の推移

年度末	2014	2015	2016	2017	2018
手帳所持者数	6,010	5,758	5,486	5,203	4,921
前年度からの増減	-251	-252	-272	-283	-282
前年度比	96.0%	95.8%	95.3%	94.8%	94.6%
平均年齢	79.2歳	79.9歳	80.6歳	81.3歳	82.0歳

<注>最高時1988年3月31日(1987年度末)10,365人

【資料】葬祭料申請件数の推移

年度	2014	2015	2016	2017	2018
葬祭料申請者件数	228	236	261	228	275
申請件数の推移	-8	+8	+25	-33	+47

被爆者の葬儀を実施した人に支給される「葬祭料」は、2018年度に275人分が申請されました。(資料：東京都福祉保健局)東友会への死亡連絡が1日に数件とどく日も増え、高齢化の進行とともに亡くなる被爆者が増えています。

新しく被爆者健康手帳を申請する被爆者や転入者もありますが、手帳所持者数の減少が280人程度であることからみて、高齢となって施設に入所したり家族を頼って広島・長崎など、都外に転居する被爆者が増えているものと思われます。

*被爆二世(被爆者の子)

被爆二世(被爆者の子)の健康診断受診票の所持者は、毎年増加し2018年度末は8,130人

になりました。(資料：東京都福祉保健局)これは、被爆二世の最高齢者（昭和21年6月生まれ）が73歳になることから、健康に不安を感じる世代が更に増えてきたためと考えられます。

【資料】「東京都被爆者の子」（被爆二世）健康診断受診票所持者数の推移

年度末	2014	2015	2016	2017	2018
年度末所持者数	7,217	7,458	7,673	7,936	8,130
前年度からの増減	+334	+241	+215	+263	+194
平均年齢	52.9歳	53.9歳	54.8歳	55.7歳	56.7歳

③東友会原爆被爆者相談所と相談員の事業

* 東友会相談所の相談内容

【資料】東友会受付相談件数の推移

	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018年度		
					件数	2017年度 比%	2014年度 比%
年間件数	17,574	16,774	15,070	15,820	15,344	97.0	87.3
援護法	11,017	10,930	9,571	10,019	9,680	96.6	87.9
患者指導	1,468	1,238	1,135	1,146	1,049	91.5	71.5
生活保護	55	68	101	62	56	90.3	101.8
福祉諸法	1,399	1,088	925	872	705	80.8	50.4
被爆二世	2,664	2,912	2,870	3,278	3,472	105.9	130.3
その他	971	538	468	443	382	86.2	39.3
援護法比%	62.7	65.2	63.5	63.3	63.1	—	—
二世比%	15.2	17.4	19.0	20.7	22.6	—	—

<注>相談件数の最高は、2011年度の20,061件。

「援護法比」は、その年度の全体の件数に占める援護法関係の割合。

「二世比」は、被爆二世の施策の活用に関する相談の割合。

「福祉諸法」には介護保険制度の相談をふくむ。

東友会の相談員（常勤2人、パート3人）は、日常の相談業務のなかで事例を紹介し合い、年間1万5344件（1日平均53件）の相談に対応しました。

とくに、医学的知識を必要とする原爆症認定とともに制度の改定が著しい介護保険制度については担当相談員を決め、制度の活用についてのスキルアップをすすめました。

2019年度は、相談件数は、昨年度より476件減少しましたが、被爆者と二世から介護、医療、生活問題などについて深刻な相談が例年以上に多く寄せられました。相談件数全体は横ばいですが、被爆二世の施策に関する相談が全体の2割を超えてきています。

*** 東友会相談所のカルテ管理**

現在、東友会相談所には5000人以上の被爆者と被爆二世の文書による相談カルテが保管され、東友会事務所の片側の壁面のほぼ全体をカルテのケースが占めています。新規のカルテも年々増加しています。2018年度からは、相談員が40年を超えるカルテの整理をはじめています。

原爆症認定申請をした被爆者、一般（他人）介護手当を受給している被爆者と医療費助成を受ける被爆二世については、カルテを電子データにして、即応した相談が受けられるように工夫してきました。これらのデータは、原爆症認定以外は、新聞「東友」の発送、被爆者の会費納を追加していることから、膨大なデータ量になっています。

守秘義務を守りながら、相談事業に使える被爆者と被爆二世の電子データに整理することについて、専門家の協力を得て検討を開始しています。

*** 一般（他人）介護手当への対応**

毎月、申請することが必要な一般（他人）介護手当の申請に、東友会は相談員3人を配置しています。2018年度は、毎月ほぼ100人の一般介護手当の受給の援助をしました。施設入所、長期入院、他界する介護手当受給者が増えていますが、新規の申請も急増しています。

一般介護手当の申請には、介護保険関係と介護保険以外に依頼している介護人の領収証と勤務時間の照合が、毎月必要とされ、たいへん複雑になっています。

東友会相談員は、申請書類を一つひとつチェックし、重複や未請求の部分をさがし、申請者の代行者・代理人に知らせていますが、これは家族等ができる実務作業の領域を超えていると考えます。このような状況を打開するために東友会は、介護手当の申請方法についての検討を東京都に要望しています。

*** 原爆症認定・医療特別手当申請への対応**

2018年度に東友会相談所をつうじた原爆症認定申請は36件となり、東友会のコンピュータに登録されている原爆症認定審査のカルテは、年度末で980人分になりました。最近では「地区なんでも相談会」や地区の会の相談事業のなかで「制度を初めて知った」という相談が増えていきます。

今年度は前立腺がんでの原爆症認定申請を、「要医療性」がないと却下された被爆者の代理人となったノーモア訴訟弁護団の森孝博弁護士(法人会員)の奮闘で、異議申立が認容され、1年半後に原爆症と認定された事例もありました。

政府の原爆症認定の基準とされる被爆状況は、被爆者手帳申請時の記述で判断されています。このため遠距離で被爆した被爆者が、実際は基準内の時間に入市している事実が手帳申請時に記載されていないために、申請を断念する事例が増えていきます。

【資料】東友会対応 原爆症認定申請件数の推移

年 度	2014	2015	2016	2017	2018
対応件数	38	33	33	48	36

＜注＞これまでの最高は、集団訴訟が終結した2009年度の申請対応94件。

2018年度は、非がん疾患を中心に、厚労省からの照会が大幅に増えています。がんの場合でも、手術前の検査でがんの確定診断となった病理検査票を添付しているにもかかわらず、手術後の検査票の提出を求めたり、非がん疾患では、提出している検査記録を見落としているのかのような照会が増えています。今年度は、東友会相談員が委任状を持って病院に出向き、照会に必要な申請書類をそろえた事例がありました。

これらの照会に対しても東友会は、担当相談員を配置して対応しています。

【資料】東友会対応 原爆症認定申請結果の推移

年 度	2014	2015	2016	2017	2018
認定件数	32	46	33	46	27
却下件数	3	6	3	3	2
合計	35	52	36	49	29

＜注＞すべての年度に原爆症認定集団訴訟、ノーモア・ヒバクシャ訴訟原告の自庁取消による認定と勝訴判決後の認定を含む。

*** 医療特別手当更新申請への対応**

医療特別手当受給者は3年に一度、4月から5月の2カ月間に、「要医療性」を証明する「健康状況届」の提出が求められます。

高齢化によって自力でできない被爆者が増え、2018年度はついに、東友会が対応したなかで2人が更新できませんでした。1人は家族と連絡がとれ2019年に更新できる運びになりましたが、寝たきりになっても更新を希望していた1人は、半年間連絡をつづけても家族と連絡がとれず、更新できないまま2019年2月に亡くなりました。

【資料】東友会受付 医療特別手当健康状況届件数の推移

年 度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
更新対象者数 A	138人	122人	99人	134人	95人
うち未提出	0人	0人	0人	0人	2人
東友会対応対象者数 B	108人	101人	86人	100人	83人
率(B÷A)	78.3%	82.8%	86.9%	74.6%	83.0%
うち未提出	0人	0人	0人	0人	2人
認定数(医特手当継続) C	106人	99人	74人	105人	79人
率(C÷A)	76.8%	81.1%	74.7%	78.4%	83.2%

非認定数(特別手当切替) D	32人	23人	25人	29人	14人
率(D÷A)	23.2%	18.9%	25.3%	21.6%	14.7%

＜注＞2014年度から国が「要医療性」の基準を見直したため、非認定が増加。

2013年度の更新対象者88人中、非認定は2人、2.3%。

* 被爆者と家族を対象にした相談関係の資料の刊行

東友会は「被爆者援護法」が施行された1995年度から被爆者と被爆二世の施策を紹介した印刷物を毎年、更新してきました。

「被爆者援護法・都被爆者援護条例25のポイント」(A4判16ページ)は、24版を2018年度4月に2000部、1999年秋から刊行している「介護保険制度と被爆者」も、介護保険制度の改正にあわせて改定、2018年度は4月に34版、6月に35版を2000部を発行しました。

「25のポイント」と「介護保険制度と被爆者」は、東友会相談員が講師をつとめた地区相談会をはじめ、東京原水協との年末見舞い訪問などで活用されるとともに、地区の会が訪問活動や日常的な相談でも活用し、毎年、注文が増えています。被爆者の介護に初めてあたる家族や介護支援事業所からの送付要望も増加しています。さらに医療機関や介護保険の施設に郵送し、他県の被爆者団体からの注文にも応じました。

* 地区の会の相談会や集団健診への東友会相談員の派遣

【資料】東友会相談員が参加した地区相談会の開催

年 度	2014	2015	2016	2017	2018
開催回数	28カ所	21カ所	24カ所	6カ所	11カ所
参加者数	651人	653人	407人	162人	281人

＜注＞地区相談会の開催数のこれまでの最高は2014年度の28カ所、参加者数の最高は2000年度の886人。上記には、集団健診への参加は含まず。2014年度からは、地区なんでも相談会を含む。

2015年度から東友会は、「地区なんでも相談会」を重視して開催しているため、地区の会の総会や相談会、集団での健康診断を実施している医療機関などへの相談員の派遣は大幅に減りました。

東友会の村田業務執行理事と的早克真理事(相談員・事務局員)は、これらの地区の会の要望に11回と立川ふれあいクリニックでの被爆者集団健診に参加し、被爆者の制度の普及につとめました。

* 東京都福祉保健局被爆者援護担当との連携

東友会相談員は、ほぼ毎日、東京都の被爆者援護係に電話連絡をしながら、相談事業をすすめる。週に1～2回は、東友会が対応した申請書類を持参しています。2018年度は、2070

件の申請書類を東京都に届けました。

被爆者援護係の職員は、多忙ななかでも、東友会相談員や被爆者の問い合わせにていねいに対応し、東友会を通じた相談には連携して対応にあたっています。

毎月の一般（他人）介護手当の申請は、毎月100人程度の申請書をチェックして東京都に届けています。3年に一度となる医療特別手当受給者の健康状況届は、東友会が対応した被爆者が8割にのぼるため、毎年名簿を確認し、東友会と東京都が一体となって申請を援助しています。

*** 医療機関、弁護士などの専門家との連携**

2018年度も、東友会相談員は、東友会顧問医の園田久子医師、法人理事の向山新医師をはじめ東京民医連の医師らと連携し、原爆症認定・医療特別手当、介護手当の申請や更新など、診断書が必要な相談や病気に対する不安をかかえた被爆者の相談に対応しました。

芝病院、柳原病院、四ツ木診療所、江東診療所、大森中診療所、代々木病院、立川ふれあいクリニック、府中診療所は毎年、東友会や対応する地区の会と連携した集団健診が実施されています。

原爆症認定申請却下後の異議申立には、ノーモア・ヒバクシャ訴訟東京弁護団の内藤団長（法人監事）、宮原哲朗弁護士（法人理事）、中川重徳弁護士（法人会員）などをはじめとする東京弁護団に参加する弁護士が全面協力をしています。

さらに、被爆者と家族の高齢化を反映して、医療機関や介護関連施設などのスタッフの協力、都内・他県の行政職員の協力を得て、援助をおこなう事例はますます増加しています。

*** 日本被団協中央相談所委員会との連携**

東友会は、日本被団協中央相談所委員会の委員長に選出されている山田業務執行理事を中心に、全国の被爆者の相談事業をすすめる日本被団協と連携した相談事業をすすめました。

④ 相談事業委員会の事業

相談事業委員会（委員長：湊武 副委員長：中川夏代 委員19人）は3回の委員会を開き、独自事業と東京都から委託された「健康指導事業」について企画し実施しました。

*** 「地区なんでも相談会」の開催**

「地区なんでも相談会」は、11月25日に大田区で開催しました。案内状を大田区と会場に近い世田谷区とともに、地区の会が休会になっている目黒区と品川区の被爆者と被爆二世にも郵送し、33人が参加しました。

3月24日にも、立川市と日野市、小平市、国分寺市、国立市、西多摩地域とともに休会になっている昭島市、東村山市、東大和市、武蔵村山市の被爆者と被爆二世を対象に開き、

32人が参加しました。

「地区なんでも相談会」は、仕事を持つ被爆二世や被爆者の家族も参加できるように休日に開催し、講演の後に個別の相談にも対応。この相談で、原爆症認定、介護手当、被爆二世受診票と医療費助成を初めて受けたという被爆者と被爆二世もみられました。相談会の講師は、村田・的早相談員が担当し、被爆者と被爆二世の制度をポイントを絞って説明し、参加者から、出席してより制度等が理解できたとの声が多く聞かれ、好評でした。

会場確保が難しかった立川市での開催には、立川市の熊田理事の要請を受けて、向山医師(法人理事)が副院長をつとめる立川相互病院が、院内の会議室を無償で提供し、相談会の成功に協力しました。

*** 地区相談員の研修・交流会の開催**

地区相談員研修・交流会は、11月13日に開き、都内20地区から36人が参加しました。

第1テーマは東友会監事の内藤弁護士(法人監事)が「成年後見人制度」について講演。第2テーマは的早相談員が、介護保険制度の改定の内容と問題点を、第3テーマは、村田相談員が東友会原爆被爆者相談所の相談と特徴について講演しました。

その後、参加した全地区が相談活動の現状を交流し、地域の被爆者の抱えている困難や、工夫を凝らしての支援活動について交流しました。地区の会が休会・解散した地区に住んでいる被爆者から喜ばれました。

*** 医療講演会による医療指導 (都委託事業)**

医療講演会は、10月14日に中野共立病院の山田智医師を講師に迎え、「認知症への対応のしかた」をテーマで開きました。この講演会には35人が参加。2018年3月に発行された認知症の専門医でもある山田氏は、スライドを使用して、認知症について知っておくべき基礎知識をユーモアを交えながら、90分という時間を感じさせないほど、わかりやすく解説しました。参加者は熱心にメモを取り、「いつかは我が身」と自分自身におきかえた真剣な多くの質問がありました。

*** 相談員養成研修会 (都委託事業)**

東京都の委託事業としての相談員養成研修会は、四半期ごとに1回、年度内に4回開きました。第1回と2回以外は「地区なんでも相談会」を委託事業としました。

第1回は4月15日に江戸川親江会の協力で江戸川親江会の総会の後に開き32人が、第2回は7月14日に武蔵野けやき会の協力でけやき会の総会の後で開き、20人が参加。講師は、東友会の村田・的早相談員が担当しました。

*** 刊行物による医療健康指導 (都委託事業)**

東京都の委託事業として東友会は、2018年6月に「相談のしおり」(9000部)を、2019年1月に『常緑樹』(9000部)を刊行しました。

「相談のしおり」は毎年、東友会相談員が企画し、被爆者と被爆二世の諸制度のあらましを紹介。『常緑樹』は「被爆者の制度ここがポイント」のタイトルで、1995年から東友会相談員が作成してきた「被爆者援護法、被爆者援護都条例 25のポイント」を改定し、被爆者と家族に読んでもらえるよう編集しました。

「相談のしおり」は「東友」6月号、「常緑樹」は「東友」1月号に同封し、都内の全被爆者と被爆二世に送付。このリーフレットや小冊子を読んだ被爆者と被爆二世からの相談が、東友会に多数寄せられました。

⑤被爆者年末訪問活動

【資料】地区の会からの年末見舞い申込数

年 度	2014	2015	2016	2017	2018
申し込み地区数	41区市	37区市	34区市	30区市	30区市
見舞金配付数	272人	265人	234人	184人	166人

＜注＞最高時地区数＝2005年度 48区市 最高時配付数＝1996年度 502人

東京原水協と東友会が共催する「被爆者に年末見舞金を贈るつどい」が、12月9日に開かれ61人が参加しました。つどいの開催は今年で54回、これまで見舞金を受けた被爆者は1万1116人、見舞金の総額は3368万2000円となりました。

毎年恒例の学習テーマは「半世紀を超えた被爆者年末見舞行動」と題して東京原水協代表理事の柴田桂馬さんが、60年を超える原水爆禁止運動の歴史の中で、被爆者救援行動と原水爆禁止をめざす6・9行動が提唱され年末見舞行動が始まったことを紹介。つづいて山田執行理事が「被爆者に見舞金を届け続けた40年と相談事業」として行動の経験を報告しました。

「つどい」で手渡された166人分の見舞金は、都内各地の地区の会と地区原水協の代表によって届けられました。

2月10日には、年末見舞行動の成果を確認し合うために年末見舞行動交流会がおこなわれ、東友会と東京原水協から41人が参加して、被爆者の実情や感想などを交流しました。

交流の中で、地区の会役員が高齢となり訪問が困難地区が増えている一方、訪問に当たっての様々な工夫、訪問先での被爆者との交流の様子など様々な経験を交流。今後のとりくみ方を東友会と原水協で引き続き検討して行くことになりました。

⑤原爆症認定制度の改定と集団訴訟

*ノーモア・ヒバクシャ訴訟の現状

121人の原告が提訴したノーモア・ヒバクシャ訴訟は、2018年度末で31人の原告を残すのみとなり、終結に向かっています。これまでの地裁の勝訴率は68.7%となっています。原爆症認定集団訴訟と比べて地裁勝訴率が大幅に低いのは、2017年11月の広島地裁の裁判

官が11人の原告全員を敗訴とした判決を出したためです。被爆の実態をまったく認めないこの判決に対しては、全員が控訴しています。原告31人の内訳は、地裁16人(近畿9人、長崎7人)、高裁13人(近畿1人、広島11人、長崎1人)と最高裁2人(愛知1人、広島1人)となっています。

*** ノーモア・ヒバクシャ東京訴訟の完全勝利**

東友会が支援した東京のノーモア・ヒバクシャ訴訟の原告32人は、全員が原爆症と認定されるという快挙をもって終結しました。

これまで東京では地裁と高裁の判決と、厚生労働省が改定した「新しい審査の方針」によって東京訴訟の原告31人が原爆症と認定されましたが、東京第2次訴訟の原告・山本英典氏(東友会業務執行理事)だけが国に控訴され、高裁での審理がすすめられてきました。

12月14日、東京高裁の裁判長は、原告や傍聴する被爆者に視線を向け、「本件控訴を棄却する」と明言。判決要旨の全文を読み上げました。

東京でのノーモア訴訟のすべての法廷には、東友会と東京原水協などの支援者が傍聴席を埋め、原告と弁護団と医師団を励まし続けました。

2003年5月の原爆症認定集団訴訟提訴から15年余、東友会が支援し続けた原告は114人となりました。東京での勝率は、82人の原告を支援した集団訴訟とあわせても95.6%。114人中109人が勝訴また自庁取消によって認定されました。

*** 他県のノーモア・ヒバクシャ訴訟への支援**

ノーモア訴訟は、愛知、近畿、広島、長崎の4カ所で訴訟が続いています。

東友会は、ノーモア訴訟全国原告団・弁護団の事務局として、他地域の判決にあたっての厚労省への申し入れと記者会見には、東友会から大岩代表理事、家島業務執行理事、原告として綿平理事、奥田豊治監事などが日本被団協、弁護団の代表とともに参加しました。

愛知と広島の原告は、敗訴した国側が最高裁に上告受理を申し立てているため、東友会は現地の原告、支援者とともに10月と2月に最高裁の事務官に、集まった2,804人分の「国が被爆者援護法の精神に則った原爆症認定を行うよう、裁判所の公正に判断を要請する署名」をとどけ、被爆者の願いを伝えました。

*** 判決にそった原爆症認定制度の改善を要求する運動**

東友会は、ノーモア・ヒバクシャ訴訟全国原告団、弁護団と日本被団協とともに、ノーモア訴訟の判決を生かして、日本被団協の「提言」にそった制度の抜本改正を要求しました。2018年3月に策定した法改正をとまなわない「一連の高裁判決を踏まえた原爆症認定基準に関する当面の要求」の実現も求めてきました。

日本被団協中央行動にあわせて6月と10月に厚労省に要請するとともに、大岩代表理事、家島・村田業務執行理事、綿平理事などが弁護団とともに国会議員への個別の要請にも参加しました。しかし、厚生労働省は判決にそって原爆症認定基準を変える姿勢をまったく

見せず、厚労省の審査と裁判所の判決内容との大きな隔たりを改善できない状態が続いています。

⑥東京都、厚生労働省への要請と連携

* 厚生労働大臣との定期協議

2009年8月に首相・自民党総裁と日本被団協が結んだ原爆症認定訴訟の終結に関する「確認書」に基づく、日本被団協、原告団、弁護士と厚労大臣との定期協議は、毎年、厳しい日程で開かれています。7回目となった今回も、日程がなかなか決まらず、暮れも押し迫った12月20日朝に、やっと開催されました。直前に決まった日程にもかかわらず、全国から105人の被爆者、原告、弁護士、支援者が協議に参加しました。

「訴訟の場で争うことのないよう」解決を図ると「確認書」に明記された定期協議にもかかわらず、これまでの協議同様に、厚労省側はゼロ回答。新任の大臣は、質問に対して事務官が指さした部分を読み上げるだけという対応でした。

今回は、日本被団協と弁護士が厚労省担当者との事前協議を重ねたにもかかわらず、その成果はまったくありませんでした。

協議では、東友会の山田業務執行理事が被爆体験を証言し、全国原告団団長でもある山本業務執行理事が判決の内容と厚労省の審査基準の隔たりをただちに無くしてほしいと訴えました。

* 東京都福祉保健局への要請

「追悼のつどい」が7月の開催となったことから、2018年度の東京都福祉保健局との懇談会の日程は、難航を極めました。当初は9月から10月初旬に開催する予定が、都議会の委員会日程などのため11月の結成60周年の日の直前に延期され、11月にはいつてからも一度決まった日程が変更され、案内状を二度出す事態になりました。

11月12日に開かれた27回目の懇談会で東友会は「おりづるの子」の代表とともに、被爆者と被爆二世の健康診断の充実と更新手続きの簡素化、被爆証言記録の保存と普及、東友会への委託費の増額について、介護保険の介護度が「要支援」の被爆者に対する新しい負担への助成について要望しました。参加者からは、高齢化による手当の更新手続きの簡素化、被爆二世の実態調査についての要望が出されました。

東京都は、被爆者援護対策については国に働きかけていること、東友会の委託費については必要性を訴えると回答しましたが、今回もゼロ回答でした。

これには、東友会から41人、東京都から保健政策部長、疾病対策課長、被爆者援護担当課長補佐など9人が参加し、要請の前に木村徳子さんが長崎での被爆状況を証言し深い感動を与えました。

* 東京都議会への要請

東友会は2018年度も、7月に福祉保健局に提出した要望内容と同じ要望事項について都議会各会派にヒアリングをおこないました。

8月2日に都議会公明党（都議5人が対応）、9月7日に共産党（都議6人が対応）、立憲民主・民主クラブ（5人の都議が対応）、9月25日に都民ファースト（都議5人が対応）と面談し、予算要望とともに被爆者の核兵器廃絶と平和への願いを伝えました。

自民党については、党側の都合で、文書での提出するよう求められているため、9月19日に文書を郵送しました。

⑦「おりづるの子」への支援と連携

東友会の支援のもとに2013年4月に結成された「おりづるの子」（東京被爆二世の会）の会員は143人になりました。

東友会は「おりづるの子」に事務所の一角を提供し、代表との懇談会を四半期に一度開催してきました。1月と6月に東友会が連絡できる被爆者と被爆二世全員に郵送している機関紙「東友」の1ページを「おりづるの子」に提供し、活動の紹介、会員募集のために活用してもらいました。

「おりづるの子」は、7月に初めて、「おりづるの子」としての東京都への要請書を郵送、東友会とともに日本被団協の行動や厚生労働大臣協議、東京都との懇談会にも参加し、学習会やヒロシマツアーをおこないました。

現状では、厚労省は二世に原爆放射線の影響があるとは認定しておらず、東京都が独自施策として二世に対する医療費助成を行っている現状からすれば、さらに会員数を増やして独自の要求をおこなって国の援護施策を勝ち取っていく運動を強化していくことが求められます。

5.原発問題の学習と原発事故による犠牲者との連帯

原子力発電所の問題について東友会は、具体的な活動はできませんでした。

福島第一原発事故後、原発の廃炉も進まず、帰還解除地区も増えましたが、住民の帰還は進んでいません。これらの問題について、日本被団協や現地の被団協とともに取り組むことが重要です。

東友会は、これらの問題について2019年6月28日に現地で裁判を起こしている被害者を招いて学習会を開き、「東友」5月号で裁判支援の署名を呼びかけることにしています。

6.戦争への道につながる憲法の改定に反対する活動

憲法の改定問題についても東友会は、具体的な活動はできませんでした。憲法は原爆被害などの悲惨な戦争被害の上に構築された、世界に誇る平和憲法である等との評価がありますが、あらためて、憲法の内容と被爆者との関連を知るために、次年度に学習会を開くことを決め、担当者が検討を始めています。

7.東友会と地区の会の組織強化と財政の確立

①高齡化、病弱化に対応した組織の維持

被爆者の高齡化が進むなかで、2018年度は国立市の「国立さくら会」が休会し、最高時都内にあった47の地区の会は27になりました。国立さくら会の休会は、2年半の間に会長が二代続いて亡くなり、中心となる他の役員も高齡となり、組織としての対応ができなくなったためでした。

さらに、被爆者の遺族や被爆二世が会の中心を担っている地区の会、ヒバクシャ国際署名運動が終了した時点で会を閉じたいという地区の会など、困難を抱える地区の会が増えています。

近年、会員相互の交流と励まし合いを活動の中心としてきた被爆者の会の伝統が受けつがれていない地区の会や、役員の高齡化のため会員に働きかけができなくなっている地区の会が増えている実態があり、今後は、複数の区市町村に地区の会を結成するなど検討する必要があります。

②広報委員会の事業

*新聞「東友」の編集

東友会は広報委員会（委員長：家島昌志 副委員長：石飛公也 委員8人）で月刊「東友」を発行し、インターネットのホームページの改善に務めました。

機関紙「東友」の月刊体制は今年度も維持できました。「東友」は、東友会の行動や関係団体との共同行動についても広く紙面で紹介し、ノーモア・ヒバクシャ訴訟公判の進捗状況、地区での活動状況の収集や掲載にも努めてきました。広報委員は、集会や行動の取材、写真撮影、校正作業に毎月取り組みました。

12ページとなる「東友」6月号と1月号は、委託刊行物を同封するため連絡できる被爆者全所帯と被爆二世に郵送しています。ページ数が増えるこれらの「東友」では、東友会60年間の運動、核兵器をめぐる世界情勢、ノーモア・ヒバクシャ訴訟のまとめ、被爆二世のページなどを掲載し、好評でした。

連載した協議会と法人役員の紹介は大好評で、講演の記録や資料を多く掲載した1月号は他県の被団協から「教材にしたい」と注文が届きました。

紙面構成については、編集作業を委託している鍋島聖民氏の功績が大きいといえます。

この一年間、委員の新規募集にも努めましたが、女性編集者が事務局以外に1人もいないことが悩みになっています。

*インターネットホームページ

東友会は、ウェブサイトは、「わかりやすい」「スマートフォンでもよく読める」と好評です。被爆二世から、ホームページの相談コーナーを通じての相談が増え続けています。

ホームページの管理運用を委託している川野一基氏には、法人として公開しなければならない定款や事業報告や「東友」に掲載された記事や各種の相談の説明の掲載とともに、東友会のコンピュータネットワークの管理も依頼しています。

③「猫の手会」の活動

1984年7月から35年間続く、ボランティアの作業グループ「猫の手会」には、被爆二世も含め35人が登録されています。

「猫の手会」は、毎月約3200通の「東友」を発送し、1月と6月には委託刊行物「相談のしおり」や『常緑樹』を同封し、東友会が連絡できる被爆者全世帯と被爆二世に2日間で約9,000通の発送をおこないました。

2018年度の年間作業日は16日間、協力者は延べ277人になりました。

④東友会事務局

東友会事務局は、常勤の村田業務執行理事と的早理事、非常勤の山口貞雄事務局員・相談員とともに会計実務担当として千葉事務局員が勤務しています。事務局員が参加するミーティングを毎週1回開き、1万数千件の東友会の相談事業に対応しながら、実務遂行の中心になりました。2018年度は、退職した相談員の後任が決まらず、業務執行理事、理事の協力とアルバイトの雇用で事務局を維持しました。

2018年度は村田業務執行理事に、被爆者の実態を証言してほしいとの依頼が続いたことです。被爆時から現在まで続く被爆者の苦悩と核兵器廃絶へのつよい願いを組み立て、映像を使った証言は好評で、年間6回証言しました。

⑤法人の諸会議

一般社団法人東友会は、6月の総会で議決された事業計画を実施するため、拡大業務執行理事会（構成：法人代表理事、業務執行理事と協議会常任理事と理事である事務局員）を毎月開き、4回の理事会を開催し、事業を企画立しすすめてきました。

⑥協議会の諸会議

東京都原爆被害者協議会の諸会議は、6月の総会で確認された運動を推進するため、決議機関である役員会を8月を除く毎月開き、その審議のために都内の地区の会の代表などが参加する理事会を隔月に開催し、被爆者運動を推進しました。

⑦財政委員会の事業

東友会は法人理事で構成する財政委員会（委員長：濱住業務執行理事 副委員長 熊田業務執行理事 委員3人）を2018年度は3回開き、財政の執行状況を把握するとともに、分析し、高齢化がすすむ被爆者に依拠した会計では困難のことを考え、企業、支援団体、被爆者、被爆二世、遺族、支援者などに寄付・募金を呼びかける方法について検討しました。2019年度はこの検討を生かして、働きかけを始めることにしています。

さらに、今後の事務局体制の検討と人件費の確保について長期的な展望について検討することが重要な課題となっています。

⑧東友会の財政

*法人の財政

【資料】法人収入金額の推移

単位：千円

年度	2014	2015	2016	2017	2018
法人会費	2,800	2,720	2,780	2,720	2,360
寄付金	17,748	16,325	12,630	12,165	10,639
委託事業収入	15,794	15,794	15,794	15,794	15,794
新聞会計収益	2,646	3,717	2,928	3,031	2,388
追悼事業募金(繰入額)	314	704	796	875	928
その他	5,737	2,376	1,659	1,284	3,374
総合計	45,039	41,636	36,587	35,869	35,483

<注>会費＝法人会員 1人年間20,000円

寄付金＝個人・団体の寄付金、共同募金指定寄付と配分金、実相普及募金、2016年度は相談事業募金を含む。

新聞会計収益＝2015年度までは新聞紙代である「被爆者運動賛助費」から「東友」発行費用を差し引いた収益。2016年度以降は「購読料」から「東友」発行費用を差し引いた収益。

追悼事業募金(繰入額)＝2014年度までは追悼のつどい供花料。2015・2016年度は追悼事業会計からの繰り入れ。

その他＝2014年度と2015年度は被爆70年事業寄付を含む。2016年度に被爆70年事業会計を法人会計に繰入。2017年度は実相普及募金。2018年度は60周年・相談事業募金を含む。

法人の財政は、被爆者の高齢化にともなって会員の会費や寄付金が減少するなかで、協議会から150万円余、協議会の平和基金から400万円の寄付をうけ運営することができました。

【資料】法人の支出金額の推移

単位：千円

年度	2014	2015	2016	2017	2018
相談事業関係	32,035	33,129	31,455	31,158	27,953
管理事業関係	4,368	4,241	4,220	3,068	3,408
実相普及関係	958	1,236	574	0	-
慰霊事業関係	1,086	1,704	1,835	1,915	1,968
特別事業関係	632	6,188	602	357	1
総合計	39,079	46,498	38,686	36,498	33,330

<注>相談事業関係＝相談員人件費、刊行物など。

管理事業関係＝事務所費、会議費、通信費など。

実相普及関係＝原爆展、海外派遣など。2015年度は被爆70年事業を含む。2018年度から独立会計。

慰霊事業関係＝追悼のつどい、広島・長崎平和式典への派遣。

特別事業関係＝被爆70周年事業など。2016年度以降は「ことづて」発行費。

法人財政の支出については、ほとんどが予算内に収まりました。2017年度決算額と比べても減少しています。それでも協議会の平和基金からの400万円の寄付を受けた上で、180万円余の赤字になりました。支出金額はほとんど固定していますので、今後は、寄付金や新聞会計収益など収入をいかに増やすかが課題となります。

* 協議会の財政

東京都原爆被害者協議会は掌握している被爆者世帯は、年間1世帯1口2000円の会費の納入を呼びかけています。協議会会費の納入口数がついに2000口を切り、1931口になりました。近年5年間で納入口数は74.6%に、金額も74.8%となり130万円余減少しました。これは、毎年250人近い被爆者が死去や転出していること、介護が必要になったり施設に入所するなどして会費を納められない被爆者が増えているためです。

このため、2017年度は法人事業を支えるためには協議会会費の収入では不足したため、平和基金400万円取り崩して、その全額を法人に寄付しました。

平和基金は、協議会が被爆者の高齢化に備えて、篤志家からの募金を寄金としてきたもので、2018年度に400万円を取り崩した後の残高は4253万円余となっています。

【資料】協議会会費納入状況と都掌握世帯数の推移

会費額は単位：千円

年 度	2014	2015	2016	2017	2018
会費納入金額	5,164	4,821	4,607	4,203	3,863
納入口数	2,586	2,361	2,304	2,099	1,931
納入率%	55.8	53.2	53.5	51.4	50.1
掌握世帯数	4,633	4,442	4,304	4,081	3,856
掌握世帯数増減	204減	191減	138減	223減	225減

<注>東友会会費は、1世帯・年間1口・2,000円。納入口数は、その年度に納入された会費口数。納入率はその年度始めの掌握世帯数からみた割合。
これまでの最高額は2005年度。6069世帯・納入率68.7%・8,331,000円。

* 東友会60周年事業の財政

東友会は、結成60周年記念式典と出版を成功させるための費用として400万円、相談事業を円滑にするための事務所整備とコンピューターでの管理システムを確立するための費用として300万円、計700万円の募金を「東友」を通じて呼びかけました。

これには1100以上の個人・団体が協力し、ノーモア・ヒバクシャ訴訟東京原告団からの寄付200万もあり、724万円余の協力を得ることができました。

記念式典・祝賀会は、案内状、記念品、会場費、通信費、飲食費などで147万円余の費用がかかりましたが、予算額230万円を82万円残すことができました。これは、祝賀会は

飲食費として7000円の会費を参加者に依頼し、祝い金とあわせて100万円近い収入となったこと、ツテを生かして依頼した会場側の協力があったためでした。

記念誌については、編集を担当した鍋島氏の努力で、予算とした印刷費を大幅に抑えることができました。このため予定していた支出270万円を210万円程に抑えることができました。

結成60周年事業の財政は、被爆者と支援者、高額の寄付を届けた原爆症認定原告団の支援と担当者の努力で、相談事業募金の300万円を残して、協議会平和基金会計に172万円余を2019年度に繰り入れする予定です。

*** 東京都からの委託事業費**

東京都の被爆者健康指導委託事業費は、18年間、1500万円余の同額を維持できています。この委託事業による収入は、東友会の相談事業を支える要となっています。

被爆者数が大幅に減るなかで委託事業費が維持されていることは、東友会の相談事業の実績と活動が、担当の福祉保健局の深い理解と共感を得ていること、党派を超えた都議会議員の支援を得てきた成果といえます。

*** 「東友」購読の呼びかけと収支**

新聞「東友」は、2018年度末に3194部を発送しています。有料購読者を2018年度は3000人をめざしましたが、2018年度中に購読料を納入した2556人とどまりました。これは、年度内の購読料未納者も多く、この購読者には年度終了後の4月に購読料を請求しました。

個人の購読者以外に地区の会や東京原水協などが、毎月600部程度の「東友」を購入しています。

新聞「東友」は国会議員、都議、都内自治体の首長・議長、支援団体などに寄贈し、被爆者運動への理解と支援を広げるためにも活用しました。

【資料】新聞「東友」発送数の推移

年 度	2014	2015	2016	2017	2018
新聞購読料（千円）	5,743	6,428	5,854	5,565	5,368
有料購読者数	2,029	2,140	2,757	2,782	2,556
「東友」発送部数	3,533	3,369	3,315	3,199	3,194

<注> 「東友」発送部数は年度末3月号の東友会からの発送数。

「新聞購読料」と「購読料納入者数」は2015年度までは「被爆者運動賛助費」の金額と納入者人数。

*** 実相普及募金**

海外での証言活動のため特別会計としている実相普及会計は、120万円余が2018年度に繰り越されました。この募金から7月のスコットランドへの派遣と10月の国連にヒバクシ

ヤ国際署名を届ける米国への派遣費用の27万円余を支出し、残額は100万円になりました。
2020年にはN P T再検討会議が国連で開かれるため、新たに募金を呼びかける必要があります。

*** 追悼事業募金**

被爆者慰霊事業については、結成60周年の事業であることとともに、2015年に依頼した「追悼事業募金」の残金が23万円余になったため、今年度に123万円を目標に「追悼事業募金」を呼びかけました。これには272の個人・団体から120万円の募金が寄せられ、「追悼のつどい」をはじめとすめ慰霊事業を実施することができました。しかし、残金がなくなったため改めて、「追悼事業募金」を依頼する必要があります。

2018年度東友会日誌抄

2018年 4月 1日～2019年 3月31日

2018年

- 4. 1 東京都と委託契約を結ぶ(総額15,794,000円)
 - 1 委託事業計画書(第1四半期)提出
 - 5 第9回協議会役員会
 - 6 核兵器廃絶6.9行動
 - 7 協議会常任理事会
 - 12 第6回協議会理事会
 - 15 第1回相談員養成研修会(江戸川)
 - 24 都福祉保健局職員交代にともなう挨拶
 - 25 「東友」No. 402発行
 - 25 「猫の手会」「東友」発送作業(以後毎月)
 - 26 第11回法人拡大業務執行理事会

- 5. 6 2018原水爆禁止国民平和大行進～7日
 - 10 第10回協議会役員会
 - 10 第12回法人拡大業務執行理事会
 - 15 法人監査、協議会会計監査
 - 21 慰霊碑清掃(江戸川)
 - 25 「東友」No. 403発行
 - 26 第12回法人拡大業務執行理事会

- 6. 3 協議会第62回総会
 - 3 法人第70回総会
 - 7 第1回協議会役員会
 - 13 日本被団協総会～14
 - 14 日本被団協関ブロ会議
 - 15 日本被団協中央行動
 - 25 委託事業計画書(第2四半期)提出
 - 25 「東友」No. 404発行
 - 25 委託刊行物「相談のしおり」発行
 - 28 第1回法人拡大業務執行理事会

- 7. 5 委託事業報告書(第1四半期)提出
 - 5 第2回協議会役員会
 - 12 第1回協議会理事会
 - 14 第2回相談員養成研修会(武蔵野)
 - 15 江戸川区原爆犠牲者追悼式
 - 21 原爆犠牲者慰霊碑清掃(葛飾)
 - 22 原爆犠牲者慰霊碑に献花
 - 22 原爆犠牲者追悼のつどい
 - 22 『生命もてここに証す2018年度版』刊行
 - 25 「東友」No. 405発行
 - 26 第2回法人拡大業務執行理事会

- 8. 1 葛飾区平和のつどい
 - 5 広島市死没者名簿照合依頼(派遣遺族代表・死没者調査員)
 - 5 「東京の木」献水式(派遣遺族代表・死没者調査員)
 - 6 広島市「原爆死没者慰霊式・平和祈念式」(派遣遺族代表・死没者調査員)
 - 9 長崎市「東京の木」献水式(派遣遺族代表・死没者調査員)
 - 9 長崎市「原爆犠牲者慰霊平和式」(派遣遺族代表・死没者調査員)
 - 10 長崎市死没者名簿照合依頼(派遣遺族代表・死没者調査員)
 - 25 「東友」No. 406発行
 - 30 第3回法人拡大業務執行理事会

- 9. 6 第3回協議会役員会
 - 7 共産党都議団へのヒアリング
 - 7 都議会 立憲民主・民主クラブへのヒアリング
 - 13 第2回協議会理事会
 - 19 慰霊碑清掃(江東)
 - 20 都議会自民党に予算要望書を提出(文書のみ)
 - 25 「東友」No. 407発行
 - 25 都民ファーストへのヒアリング
 - 25 委託事業計画書(第3四半期)提出
 - 26 国連提唱 核兵器全面廃絶国際デー
 - 27 第4回法人拡大業務執行理事会

- 10. 4 第4回協議会役員会
 - 5 委託事業報告書(第2四半期)提出
 - 5 厚生労働大臣との協議のための事務折衝
 - 8 国連へのヒバクシャ国際署名提出 日本被団協代表派遣～14日
 - 11 実相普及証言学習会
 - 14 医療講演会
 - 16 日本被団協全国代表者会議～17日
 - 18 日本被団協中央行動
 - 18 最高裁への要請行動
 - 25 「東友」No. 408発行
 - 25 第5回法人拡大業務執行理事会
 - 28 「原爆被害者の墓」偲ぶつどい
 - 30 国際署名東京連絡会「都民のつどい」

- 11. 1 第5回協議会役員会
 - 8 第3回協議会理事会
 - 10 第2回法人理事会
 - 12 東京都福祉保健局との懇談会
 - 13 地区相談員研修交流会
 - 16 東友会結成60周年記念日
 - 18 東友会結成60周年記念講演会・式典・祝賀会
 - 25 「東友」No. 409発行
 - 25 第3回相談員養成研修会(地区なんでも相談会 大田・品川・目黒・世田谷))
 - 29 第6回法人拡大業務執行理事会

- 12. 6 第6回協議会役員会

- 9 被爆者に年末見舞金を贈るつどい
- 14 ノーモア東京第2次訴訟裁判傍聴、報告集会
- 17 厚生労働省申し入れ
- 18 第7回法人拡大業務執行理事会
- 20 厚生労働大臣との協議
- 20 第7回法人拡大業務執行理事会
- 23 慰霊碑清掃(東友会事務局)
- 25 委託事業計画書(第4四半期)提出
- 25 「東友」No. 410発行

2019年

- 1. 7 委託事業報告書(第3四半期)提出
- 7 核兵器廃絶新宿西口新春行動
- 10 第7回協議会役員会
- 17 第4回協議会理事会
- 25 「東友」No. 411発行
- 25 委託刊行物82『常緑樹』発刊
- 27 東友会新春のつどい
- 31 第8回法人拡大業務執行理事会

- 2. 1 ノーモア訴訟最高裁行動
- 7 第8回協議会役員会
- 9 第3回法人理事会
- 10 被爆者年末見舞い行動交流会
- 25 「東友」No. 412発行
- 27 第9回法人拡大業務執行理事会
- 28 ノーモア近畿訴訟大阪地裁判決・厚生労働省申し入れ・記者会見
- 28 ビキニデー集會に代表派遣～3.1

- 3. 7 第9回協議会役員会
- 13 慰霊碑清掃(足立)
- 14 第5回協議会理事会
- 24 第4回相談員養成研修会(地区なんでも相談会 立川・日野・小平・国分寺・国立
・昭島・東村山・東大和・武蔵村山・西多摩地域)
- 25 「東友」No. 413発行
- 28 第10回法人拡大業務執行理事会